

関係課調査により抽出した居場所の概要

主体		居場所の性格		主たる対象				特別なニーズ（ターゲット）				居場所等の名称	居場所等の概要	箇所数
区	民間	ユニバーサル	ターゲット	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	保育育成	療育	外国籍	その他			
○				○	○	△	△				☆	児童館	児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設	26
○				△	△	○	○				☆	児童青少年センター（ゆう杉並）	児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設 中・高校生のための全区的な大型児童館として設置	1
○				○	△	△	△				☆	子ども・子育てプラザ	児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設 乳幼児親子を主たる利用対象に、子育て支援サービス・事業を総合的・一体的に行う地域子育て支援拠点として設置	7
	○			○								つどいの広場	乳幼児親子が気軽に集い、子ども同士・親同士の交流や育児などの相談ができる場を提供し、子育てに対する不安や孤立感の軽減を図ることを目的とした施設。	3
○					○						☆	放課後等居場所事業	児童館機能の一部（小学生の一般来館の機能）を継承するものとして、小学校施設を活用した小学生の放課後等の居場所づくりを行う杉並区独自の事業（なお、国が提唱する「放課後子供教室」に当たる）	15
○	○				○							放課後子ども教室	放課後に区立小学校を使って実施する、地域の子どもを対象とした、学習や様々な体験・交流活動等を行う事業。	13
○	○				○	○						土曜日学校	土曜日に区立小・中学校を使って実施する、地域の子どもを対象とした、学習や様々な体験・交流活動等を行う事業。	30
○					○						☆	学童クラブ（区立）	児童福祉法に規定する「放課後児童健全育成事業」として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	50
	○											学童クラブ（民間）		4
	○				○	○	○				☆	放課後等デイサービス事業所	児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所 学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進その他の支援を行う。	24
○				○							☆	認可保育所（区立）	保護者がいろいろな都合で、家庭で子どもの保育ができない場合に、保護者に代わって保育をする児童福祉施設	31
	○											認可保育所（私立）		163
○				○							☆	小規模保育事業	区が定める設置運営基準を満たした、定員6名から19名の認可施設。0歳児から2歳児の児童が対象	1
○				○							☆	保育室	保育所入所待機児童を解消するための緊急対策として、杉並区が整備している認可外の保育施設	4
○				○							☆	グループ保育室	保育士・教員などの資格と子育ての経験を持つ区民のグループが運営する、杉並区独自のグループ保育室	1
○				○							☆	一時保育（区立）	家庭で育児をしている方が、通院、PTAの会議、仕事、リフレッシュなどの用事があるときに、子どもを預かり、保育する制度	2
	○											一時保育（私立）		9
○				○							☆	病児保育事業	子どもの病気などの状態が、急性期を超えた症状安定期から回復期まで利用できる事業で、区が委託する病児保育室（4所）で預かる制度	4
○				○							☆	子供園	教育及び保育を一体的に行う区独自の幼保一体化施設	6
○				○							☆	児童発達支援事業所（区）	児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業所 未就学児に対し、個々の障害の状態及び発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行う。（日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等）	1
	○											児童発達支援事業所（民間）		19
○					○						☆	杉並区学齢期発達支援事業	杉並区内で通常級に在籍する、自閉症スペクトラム症などの診断がある発達障害児で知的な遅れのない児童を対象に、学齢期発達支援事業を行っている。杉並区が委託した事業所で実施。	6
○				○	○						☆	ファミリーサポートセンター	子どものいるすべての区民の子育てを支援するために、子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）と手助けができる人（協力会員）が地域の中で子育ての相互援助を行う会員制の組織。その制度の中で協力会員宅での預かりを行っている。	1
○				○							☆	一時預かり事業	子育て中の保護者のリフレッシュ等を目的として、一時的に子どもを預かる施設	6
	○											一時預かり事業		4
○				○	○						☆	子どもショートステイ事業	保護者が病気、出産などで一時的に子ども（0歳～12歳）を養育できない時に、区内の児童養護施設・乳児院で宿泊により預かる	2
○					○	○	○				☆	杉並区子どもの学習支援・居場所事業（キッズリビングすぎなみ）	生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子ども、又は将来的に生活困窮となるリスクのあるひきこもりやニートの状態にある子どもを対象として、貧困の連鎖を防止する等のため学習支援及び居場所の提供を実施	1
○						○	○				☆	（仮称）子どもイブニングステイ	家庭における養育環境の課題等により、家庭や学校で安心して過ごせない、要保護・要支援家庭の中高校生世代の子どもたちが、放課後に安心して過ごせる環境を整備し、「子どもイブニングステイ」として、令和6年度から実施予定。 食事の提供のほか、必要に応じて子どもからの相談を受け付けるとともに、課題解決に向けた関係機関との調整を行うこと。子どもの安全を保障する。	1
○					○	○					☆	さざんかステップアップ教室（適応指導教室）	杉並区在住の不登校状態にある小・中学生を対象として、学習や体験活動など、小集団活動とおして自ら学ぶ力や社会性を育み、将来への社会的自立等につながるよう支援する教室	4
○					○	○					☆	子ども日本語教室	区内在住の帰国・外国人児童生徒を対象とした日本語学習支援教室（週2回）で、区、教育委員会、杉並区交流協会が連携して令和5年1月から実施	2

主体		居場所の性格		主たる対象				特別なニーズ（ターゲット）				居場所等の名称	居場所等の概要	箇所数
区	民間	ユニバーサル	ターゲット	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	保育育成	療育	外国籍	その他			
○						○						マルチ・スポーツクラブ	競技・大会志向ではなくレクリエーション志向で、複数のスポーツを行う活動であり、よりゆるやかな活動を求める生徒の居場所・活動の場として実施。	4
○						○						学校部活動	スポーツや文化、科学等に親しませ、責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとして、生徒の自主的、自発的な参加により行われている。	23
○				○	○							遊びと憩いの場	校庭を公園に代わる遊び場と位置づけ、小学生以下の幼児や児童がのびのびと遊ぶことができる場として、遊び方の指導などを行う開放指導員を配置し、開放する事業	24
	○			○				☆				小規模保育事業	区が定める設置運営基準を満たした、定員6名から19名の認可施設。0歳児から2歳児の児童が対象。	25
	○			○				☆				事業所内保育事業	区が定める設置運営基準を満たした、0～2歳児の児童を預かる認可施設	6
	○			○				☆				家庭的保育事業	区が定める設置運営基準を満たした、定員5名までの認可施設。0～2歳児の児童が対象。	12
	○			○				☆				居宅訪問型保育事業	利用者の自宅に家庭的保育者を派遣し、1対1の保育を提供。	3
	○			○				☆				認証保育所	一定の設置基準を満たし、東京都の認証を受けた保育施設。	2
	○			○				☆				家庭福祉員制度	一定の資格を持ち区長の認定を受けた家庭福祉員が、保護者の就労等により、昼間家庭で保育することのできない子どもを預かり、家庭的な雰囲気や大切にしながら保育を実施	4
	○			○								私立幼稚園	幼稚園は学校教育のはじまりの場であり、遊びや豊かな体験を通して、健康的な心と体を育み、学ぶ楽しさを知る場でもある。	36
	○			○	○	○	○				☆	子ども食堂		40
	○			○	○	○	○					きずなサロン	きずなサロンは、誰もが気軽に立ち寄れる集いの場です。お茶を飲みながらのおしゃべり、様々な活動を通して交流し、仲間づくり・生きがいづくりができます。きずなサロンは地域のどなたでも参加できます。高齢者・障害者・子育て世代だけでなく、誰もが気軽に交流できる場を目指しています。	30

注記：表中の「居場所の性格」及び「特別なニーズ（ターゲット）」の欄は、国の「こどもの居場所づくりに関する指針」を参考に事務局により分類した。

「こどもの居場所づくりに関する指針」から抜粋

こどもの居場所づくりを行う上では、対象者へのアプローチとして、ユニバーサル／ポピュレーションアプローチと、ターゲット／ハイリスクアプローチの2種類が考えられる。前者は、主としてこども・若者同士や幅広い地域住民間の交流、つながりを提供するという機能が、後者は、主として個別のニーズに対応したきめ細かな（場合によっては緊急の）支援の提供という機能が果たされている。ただし、これら2つの機能が1つの居場所の中で混然一体となって提供されている場合もある。